

業 務 等 質 問 回 答 書

提出日：令和元年 11月 26日

発注機関名	観光部観光誘客課	公 告 日	令和元年11月22日
業 務 名 業務箇所名	令和元年度 長野県ふっこう割事業運営支援業務		
質 問 内 容	<p>① 「長野県ふっこう割事業運営支援業務委託仕様書(案)」の5業務内容(2)広報業務アに「旅行者、ボランティア活動参加者、宿泊事業者及び公共交通事業者等への事業の周知(説明会等の実施)」との記載がありますが、ボランティア活動参加者に特化した周知が必須ということでしょうか？また、支援事業の対象者に公共交通事業者は含まれていませんが、公共交通事業者への周知も必要ということでしょうか？</p> <p>② 仕様書(案)の5業務内容(2)広報業務イに「周遊旅行促進につながるPRの企画・実施」とありますが、目的等にも「長野県への旅行需要を早期に回復及び喚起する」との表現に留まっております。「旅行需要の早期回復」に加え、「周遊旅行促進につながるPRの企画・実施」も必須ということになりますでしょうか？</p> <p>③ 仕様書(案)の6委託限度額にて、「事務局運営経費は支援金交付実績額の9%以内として、県と事務局が協議の上変更する場合がある」との記載がありますが、例えば、最終的な支援金にてインバウンド向けが0.6億となった場合、インバウンド割合が2割以上という定めがあるので、支援総額の交付金は3.0億以内での支払いとなるのでしょうか？</p> <p>それに伴い、事務局経費は交付実績額の9%となるので、29,670千円以内しか支払われない(実際に約36,000千円かかっている)ということになりますでしょうか？</p> <p>④ 「長野県ふっこう割」の既定ロゴはありますか？(事業運営上、活用させていただきたいため)</p> <p>⑤ 実施要綱(案)第10条に、「宿泊日の翌日から起算して、14日以内に販売実績報告書と合わせて申請書兼請求書」を郵送又は持参により事務局へ提出(第2項では「企画旅行は、最終宿泊日の翌日から起算して14日」)」とあるが、郵送であれば数日要するなど、旅行会社やOTA等の申請者の業務過多をお願いすることになると思いますが、この期日の変更はあり得ないのでしょうか？(要綱は案段階なので変更の可能性はあるとの記載はありますが、変更が難しい規程もあろうかと思ひ質問いたしました)</p>		

<p>回 答</p>	<p>①ふっこう割を広く周知することの例示として、「旅行者、ボランティア活動参加者、宿泊事業者、公共交通事業者」を記載させていただきました。そのため、ボランティア活動参加者や公共交通事業者へ特化した周知は必要ありません。</p> <p>②「ふっこう割」を単なる宿泊・旅行代金の割引で終わらず、観光需要の早期回復と喚起を図る観点から周遊促進につながる PR の企画及び実施を必須と考えております。</p> <p>③現時点において、観光庁から示された取扱では、「インバウンドが2割を下回る場合に下回った額を日本人向けに充当できないとされている」ため、貴社のお見立てのとおりとなります。</p> <p>④ロゴを県として作成し、提供する予定はありません。</p> <p>⑤提案により変更することはできます。 ただし、3月31日までに精算が完了するとともに、旅行需要の平準化の観点からふっこう割対象となる宿泊対象期間をできるだけ長期間となるよう努めてください。</p>
------------	---